

会社設立に関する同意書

(以下甲と称する)は The Alpha Trust 日本地区代理人 大数加 裕信 (以下乙と称する)に Vanuatu 共和国でのインターナショナル カンパニーの設立 (以下‘会社の設立’と言う) に関して、現地会計事務所への紹介を以下の条件で依頼する事に同意する。

1、 目的

- (1) 乙は甲の指示により、Vanuatu 共和国での会社設立について、現地会計事務所が行う会社設立業務に付随する諸手続き (同事務所との連絡、口座の開設等。法律的業務は現地会計事務所が行うものとする。) を代行する。
- (2) 上記業務の代行は乙の指定口座への甲による設立費用送金が行われ、その入金が甲により確認された時点より開始する。
- (3) 乙の紹介業務は会社の設立、銀行口座の開設をもって完了する。その後の現地会計事務所とのやり取りは原則として甲が責任を持って行うこととし、乙は関与しない。
- (4) 甲は乙が業務を遂行するために信義に従って誠実に協力し、必要な書類等があれば適時提出する。

The Alpha Trust 指定振込口座詳細

口座名： AZ Investment Fund Limited
銀行名： ANZ, Vanuatu
支店名： Port Vila, Vanuatu
口座番号： 1121718
口座の種類： JPY Call

2、 設立費用

- (1) 会社設立代行費用は 550,000円 とする。
- (2) この設立費用には以下の事項が含まれる。但し、会社設立に伴う法律的業務は現地会計事務所が行う。

— 設立までの現地会計事務所との連絡代行。翻訳業務。

— 新設法人の現地銀行口座開設

— 現地取締役氏名の募集 (一名)

— 現地株主の募集 (一名)

— 6月30日まで有効の政府ライセンスの取得

3、 そのほかの費用

- (1) 会社の年間維持費用はおよそ **US\$ 1, 5 0 0**であり、甲は現地会計事務所からの請求があり次第（通常は毎年4月頃に請求がある）、速やかに指定口座へ送金しなければならない。
- (2) 会社を維持するために必要な年間維持費等の支払いが期日通りに行われなかった場合、現地会計事務所は甲の同意を得ずして会社を強制的に閉鎖することができる。
- (3) 会社の閉鎖にかかる費用は **US\$ 5 0 0**であり、甲はこれを速やかに現地会計事務所の指定口座へ振り込まなければならない

現地会計事務所 B&P 指定振込口座詳細

United States Intermediary Bank (IBK):	JP Morgan Chase Bank New York (SWIFT: CHASUS33) Fedwire Number: 021000021
Beneficiary Bank (BBK):	ANZ Banking Group Melbourne (SWIFT: ANZBAU3M)
Account No:	001 1910601
Beneficiary Name:	TIL
Beneficiary Account No:	010982 692182

4、 設立費用の返還

乙または現地会計事務所の事情により会社設立の代行及び実行が不可能であると乙が判断した場合、またはこの同意書の締結日から六ヶ月を経過してもなお設立が完了していなかった場合、乙は甲へ速やかに事情を通知し、設立費用 5 5 0, 0 0 0 円から送金手数料などの銀行手数料を引いた金額を返還する。

但し、この期間中の預かり金員に対しては一切の金利は付さない。

また甲はこの会社設立中止により蒙るいかなる損害も乙、または現地会計事務所へ請求することはできない。

5、 乙の責任

乙は会社設立業務を代行する現地会計事務所を紹介するが、設立後の会社運営、活用方法に関しては一切関知せず、いかなる責任も負わない。

6、 免責事項

(1) 乙および現地会計事務所は下記の事由により会社設立代行ができない場合、支払済みの設立費用の甲への返還は行わない。

- ① 甲の事情により会社設立の手続きを中止、中断した場合。
- ② 天変地異などによる不可抗力により、現地での業務遂行が不可能になった場合。
- ③ 甲の会社設立目的が明らかに国際法上違法な資金洗浄や Vanuatu 及び関係する国の法律上違法な目的であると認められる場合、またはその目的が疑われる場合。

(2) 乙は甲が上記第六項(1)に違反した場合、なんらの催告なく契約を解除できるものとし、その場合支払済みの設立費用は甲へ返還しない。

(3) 乙は上記第六項(1)および(2)に該当する場合、乙の違法な行為によってこうむった損害があれば、その賠償を甲へ請求することができる。

7、 協議事項

本契約に関して懷疑が生じた場合、甲乙双方は誠実に協議の上解決の努力をする。

8、 管轄裁判所

本件に関する第一審訴訟裁判所は Vanuatu Port Vila 中央裁判所とする。

20 年 月 日

甲 会社設立手続き委託者

乙 BDO 会計事務所紹介者
The Alpha Trust 日本地区代理人 大数加 裕信

* 1 金銭の表示は全て2012年1月1日現在のものであるが、諸事情により変更となる場合がある。

* 2 現地会計事務所とは2012年1月1日現在ではB&P会計事務所を指すが、諸事情により紹介する会計事務所を変更することがある。

バヌアツ インターナショナルカンパニー設立の流れ

日数	内容
即日	<p>①同意書、法人設立申込書（日本語訳付き）、必要書類リスト、銀行口座開設申込書をメールにて送付いたします。</p> <p>②質疑応答</p> <p>③同意書へご署名いただき、申請費用を指定口座へお振込みいただきます。</p>
↑ 3日間 ↓	<p>④必要書類をそろえていただき、メールにてバヌアツへ送信。（同時に原本をご郵送ください。） 注意：必要書類に『認証』と呼ばれる作業が含まれるため、書類の収集には数日かかるのが通常です。</p>
↑ 7日間 ↓	<p>⑤お振込みが確認され、必要書類がメールにて届き次第、法人設立作業開始。</p> <p>⑥法人設立完了</p> <p>⑦必要書類の原本が郵送にてバヌアツに到着。</p>
↑ 7日間 ↓	<p>⑧法人設立完了後、法人名義の口座開設作業開始。（原本がバヌアツに到着しているのが前提です。） 注意：銀行から必要書類以外の追加書類の提出や入出金に関する質疑応答を求められる場合がございます。この場合、口座開設までの時間が延長されることになります。</p> <p>⑨法人名義の口座開設完了</p>

よくあるご質問 Q&A

Q、何日間で法人が設立され、その法人名義の口座が利用できるようになりますか？

A、全ての必要書類をメールにて受領した日から最長7日間で法人の設立は完了いたします。法人設立完了後、必要書類の原本を携え口座開設の申請を開始。銀行による審査に問題がなければ、約10日以内に口座が開設されます。

Q、バヌアツの法人を利用した節税方法を教えてください。

A、申し訳ありませんが、日本の税法上それはできかねます。国際税務に詳しい会計士、税理士等にご相談下さい。

Q、設立費用の先払いに一抹の不安があります。金銭や業務の遂行はどのように保証されるのでしょうか？

A、私どもを信頼していただくしかありません。本業務の担当責任者がバヌアツで80室を有するホテルの支配人をしています。その社会的地位を保証とお考え下さい。

www.melanesianportvila.com

Q、バヌアツに出向く必要がありますか？

A、いいえ。必要ありません。日本にいながらに設立可能です。

Q、インターネットバンキングは利用できますか？

A、いいえ。2011年4月の時点では国際カンパニーに対するネットバンキングのサービスは提供されていません。

Q、クレジットカードの決済が行える口座を開設できますか？

A、いいえ。できません。

Q、英語に自信がないのですが、、、

A、法人設立と口座開設までは私どもが責任を持ってサポートいたします。その後の現地会計会社とのやり取りは、原則としてクライアント様ご自身でやっていただくこととなりますが、翻訳、仲介のお手伝いは有料で承ることも可能です。

Q、円口座を作れますか？

A、はい。主要通貨の口座は全て開設可能です。

Q、複数の口座を持つことができますか？

A、はい。いくつでも開設可能です。追加口座開設には1口座あたり5万円の追加料金がかかります。

Q、バヌアツ以外の国でも使用できるキャッシュカードは発行してもらえますか？

A、はい。『Maestro』、『Cirrus』のいずれかのシステムを利用しているATMであれば世界中どこでも引き出し可能です。

Q、バヌアツの口座からバヌアツ以外の海外の口座へ送金をする方法は？

A、FAXにて銀行へ送金の指示を出します。

法人(個人)銀行口座開設に必要な書類

グループA + グループB のポイント合計 = 100ポイント以上が必須です。

口座は ANZ BANK Port Vila 支店に開設いたします。

グループA (どちらかが必須)

種 類	ポイント	注 意
パスポート	60	原本または『認証』を受けたコピーが必要
出生証明書	60	原本と有資格者による英文の翻訳が必要

グループB (合計40ポイントが必須)

運転免許証	20		英文翻訳が必要
在学証明書	20		英文翻訳が必要
ANZ からの紹介書	20		
公共料金支払い明細書	10	電気・水道・電話など直近 90 日以内 2 ヶ月分	英文翻訳が必要
クレジットカード 2枚	10	主要なクレジットカード 2枚	
銀行明細書	10	直近 2 ヶ月分の月末残高証明書	英文翻訳が必要
給料明細 / 雇用証明	10		英文翻訳が必要

* 上記書類はすべて原本(および必要なら英文翻訳書)が必要です。

〈 ご注意 〉

1. 「認証」について

オーナー予定者が現地へ出向かない場合(代理人がすべてを代行する場合)、上記の書類に「認証」というものがようになります。「認証」とは提出されたコピーが本人のものであるという証明のことで、弁護士や司法書士などがその有資格者です。

東京にお住まいの方であれば各国の領事館でも可能です。

ここではバヌアツに地理的に近いオーストラリア領事館を例に挙げますが、全ての書類は本人が出頭してオーストラリア領事館で「認証」を受ける必要があります。

オーストラリア領事館の認証の受付時間 : 月、水、木 9:30~12:00

事前の予約(03-5232-4091)が必要です。

2. 必要書類は変更される場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

Vanuatu 現地法人設立に必要な書類

2012年1月 現在

1. 会社設立に関する同意書
2. 現地会計事務所BDOの設立申請書
3. パスポートのコピー – 「認証」をしたもの
 - * 法人オーナー予定者が現地へ出向く場合は「認証」は不要
 - * 「認証」については下記参照
4. 運転免許証のコピー – 「認証」をしたもの
 - * 法人オーナー予定者が現地へ出向く場合は「認証」は不要
5. 本人のパスポート写真 – 裏面に署名
6. 役員、権限委任者のパスポートのコピー
7. 設立費用：55万円。
 - * 事前に日本側代理人にお支払いください

* 「認証」について

オーナー予定者が現地へ出向かない場合(代理人がすべてを代行する場合)、上記の書類に「認証」というものが必要になります。「認証」とは提出されたコピーが本人のものであるという証明のことで、弁護士や司法書士などがその有資格者です。

東京にお住まいの方であれば各国の領事館でも可能です。

ここではバヌアツに地理的に近いオーストラリア領事館を例に挙げますが、全ての書類は本人が出頭してオーストラリア領事館で「認証」を受ける必要があります。

オーストラリア領事館の認証の受付時間：月、水、木 9:30～12:00

事前の予約(03-5232-4091)が必要です。